

## 平成 29 年度東北地方ブロックにおける大規模災害に備えた地方公共団体による 災害廃棄物処理計画作成支援業務（山形県に所在する市町対象）

### —第 2 回検討会 議事録—

日時：平成 30 年 3 月 8 日 13:30～16:00

場所：鶴岡市クリーンセンター 会議室

出席者：環境省 東北地方環境事務所 茶山 災害廃棄物対策専門官

藤林 廃棄物対策等調整官

鶴岡市 廃棄物対策課 佐藤課長、石川施設管理係長、北山主事

三川町 建設環境課 丸山課長補佐

応用地質(株):OYO 太田垣、狩野

#### ○災害発生時の初動対応について

仮置場で使用する重機について計画の中で整理しておく必要はないのか。（町）

→災害廃棄物処理計画は、災害時対応の考え方のプラットフォームを示すものであり、災害廃棄物処理の現場で使用する具体的な重機等は、災害廃棄物処理実行計画の中で示すべき内容になると思われる。そもそも、処理計画において具体的に重機を規定したとしても、実際の現場において計画で規定した施工機械を調達できるかどうかは、発災時期や被害程度により異なる。積雪期であれば、除雪作業との調整も必要であるし、さらに、近年は重機のオペレーターも不足しており、機械だけがあっても稼働できなければ、意味がない。また、バックホウであれば、バケット容量やスケルトンバケットなどアタッチメントにより種類も変化するため、あらかじめ細かく規定することは困難であると思う。もし、細かく規定するのであれば、計画書ではなく、別途、事務マニュアルのような補助文書で整理しておくという対応がある。（環境省）

初動体制の計画についてパターン C（主に三川町に被害が集中する場合）の場合、鶴岡市は三川町の要請に対して支援をすることを基本とし、広域処理調整等を含めた関係機関との調整は三川町が主体的に実施すると考えてよいか。（市）

→基本としては、三川町が主体的に対応することを考えている。ただし、処理については、鶴岡市に支援を要請していくことになると考えている。（町）

→体制計画を運用するに際しては、前段の地域防災計画についても整合を図っておくことが望ましい。三川町に被害が集中するような場合では、三川町に対策本部が組織されたとしても、鶴岡市の方では警戒本部レベルにとどまり、市の対応レベルが町の要請にあわないという事態も想定される。いずれの形態であってうまく連携できるように、市町ですり合わせを行っておくことが必要である。（環境省）

→三川町に被害が集中する事例とした水害は赤川の氾濫を想定し、三川町のハザードマップに基いたが、三川町の全域が浸水する想定となっており、その際、鶴岡市がどこまで

支援できるか不明な部分がある。(OYO)

→水害に対して新焼却施設は、50cmの基盤嵩上げと遮水施設を設け強靱化が図られているため、機能的には支援可能と想定している。(市)

→仮に鶴岡市で支援できない状況になった場合は、酒田市が支援するなどの対応も考えられる。支援パターンはあくまで基本であり、市町の臨機の対応を妨げるものではなく、計画書策定時は表現方法を工夫してもよいかもしれない。(環境省)

業務の組織構成については、組織機構が将来的には改編されることを考慮すると、現在組織別の役割整理よりも、むしろ業務内容を整理して業務別の役割を整理した方がわかりやすい。多くの計画では、実態にあわせて既存組織から役割を割り付けているが、その中からもれる作業を抽出する必要がある。すなわち、作業から役割をフィードバックさせるというやり方である。作業の抽出もれとは逆に、現在、例えば生活必需品の関係の作業が、複数の組織に跨って記載されているが、これでは、職掌の認識があいまいになる恐れがある。作業から役割を考えることで、作業のもれ、重複が防止できると考える。

さらには、薬品や燃料タンクなどが津波により打ち上げられ、内容物が漏れているというような、対応困難な作業なども想定しておけば、それらをどの組織が担うのかの事前の調整にも役立つ。また、全てを市町の職員が対応するのではなく、場合によって仮設トイレの運営は住民にまかせるなど、自助、公助の適切な分担の考えも含めて役割設定を構築していくことが望ましい。(環境省)

対応時期(目標期間)の区切り方であるが、三川町の事業継続計画(BCP)と一致していない部分がある。町のBCPは日単位の大きな目標が整理されている。本計画とBCPとの整合についてはどのように考えるのか。(町)

→災害廃棄物処理計画や対応マニュアル類は、策定主体の考え方によって、時間の区切り方は様々であり、1時間ごとの細かい区切りを設定する場合、6時間ごとに区切る場合もある。本計画がBCPの目標期間でより短く区切られているようであれば、運用上は問題ないと思われる。(環境省)

→本計画では鶴岡市の地域防災計画を参照し、対応時期を設定しているため、三川町のBCPとは一致していない。運用上の問題がある場合は、時間設定を再考したい。(OYO)

→本計画は、日単位より短く設定されているので、時間軸がBCPの作業を因数分解のようにより細かく設定されていると解釈できる。目標時間内に仮設トイレが行き渡らない場合が想定されるなら、あらかじめ備蓄用の簡易トイレを地域に配備することも考えられる。なお、簡易トイレの配布をどの組織が行うか等も検討が必要である。(環境省)

→廃棄物対策課はし尿の汲取りを行うが、仮設トイレの設置までするかは検討の余地がある。(市)

環境モニタリングの実施に関して、仮置場での騒音や振動のモニタリングが提示されているが、事業場のように騒音や振動の規制することはあるか。(町)

→いわゆる規制法の事業場とはならないが、基本的に周辺住民に配慮して騒音や振動を管理することになる。また、臭気や土壤汚染についても管理が必要である。特に、土壤汚染については、事前の汚染の有無の確認が極めて重要であり、仮置場の候補地については事前に土壤汚染状況を調査しておくことが望まれる。なお、候補地が多数におよぶ場合は、調査費の問題もあるため、防災予算も活用しながら、複数年で調査していくことが必要である。

また、今回、初動対応マニュアルには水質の管理についても項目を出してもらったが、浸出水を監視している処分場跡地を利用できるような仮置場では問題とならないが、通常は、排水の管理も求められ、下水道部局等の他部局と調整が必要となる。(環境省)

### ○想定災害・被害想定について

パターン B における三川町の津波浸水範囲は小さいと思われるが、廃家電類の発生はあまりないのではないか。(町)

→津波と揺れによる被害を想定して廃家電の発生量を推計しており、パターン B では、揺れによる被害住家からの発生が多い。(OYO)

パターン C は三川町の総世帯数と比較すると発生量が多いと思われるが、原因を教えてください。(市)

→被害想定計算の元データには、被害棟数に非住家も含まれているため、発生量が多めに推計されるように検討している。(OYO)

処理フローのシナリオが、現況施設、施設更新後も含めて検討したため、全 12 通りになったが、今後、処理計画策定においては、どのシナリオをベースに計画を進めるか検討の余地がある。(OYO)

廃自動車についてであるが、レジャー等で使用されている自動車の被害について、どのように取り扱うのか教えてほしい。また、発生量の推計はできないのか。(町)

→通過交通の問題もあり、発生量の推計は難しい問題となっている。例えば、東日本大震災ではショッピングセンターの駐車台数をもとに、概略的な推計がとられたりした。廃自動車の取扱いは前回も指摘したとおり、漂着地の自治体で保管して、所有者に確認を取り、処分することが基本的な流れとなる。自動車リサイクル促進センター (JARC) では、災害対策基本法に則って 6 か月を保管期間とする処分の基本スキームを定めており、被災自動車の保管期間は、6 か月が主流となっているようである。ただし、そのためには、6 か月保管するための場所の確保が必要であり、車体を損なう恐れのある 3 段積みを避ける

ためには、さらに広い場所の確保が必要で、大きな負担となることが想定される。  
(環境省)

### ○仮置場候補地について

仮置場候補地について、現在、関係部局との事前調整が進んでおらず、今年度は検討資料をもって候補地案とする。(市)

→庄内空港は地方管理空港であり、山形県との調整が必要になると考えられるが、空港の緩衝緑地は、可燃物が発火した場合、航空の進入表面を侵す可能性もあり、航空機の運航に支障になるリスクが高く、仮置場を設定しないことが望ましい。(環境省)

候補となる場所のひとつは住宅地の中心にあるため、立地条件としてはふさわしくない。やむを得ず仮置場として利用する場合は、どのような配慮が必要であろうか。(町)

→例えば、臭気や火災、有害性のない廃家電や家具類専用の仮置場として運用し、その他は戸別回収として、その他の廃棄物と分離するという考え方もある。(環境省)

三川町の場合、広い空地として河川敷があるが、実際に河川敷に仮置場を設置した事例はあるか。(町)

→東日本大震災等で事例はある。多賀城市の砂押川でも河川敷を一時利用したが、台風による出水が予想されたため、河川敷外(堤内地)の仮置場に緊急搬出した。これにより、廃棄物の流出を免れたが、措置を怠れば廃棄物が流出し、大きな問題となるところであった。このため、河川敷の一時利用は、リスクが大きいと考えている。(環境省)

### ○今後の展開について

本モデル事業により、処理計画策定の材料はほぼ揃ったと認識している。今後は、可能な限り早く市町の計画策定につなげてもらいたい。検討事項を分解して処理計画として再構成して行くことが主な作業になる。計画書を、簡潔に整理して本業務の検討内容を別紙として再構成するような対応もあると考えられる。なお、仮置場候補地の設定など、取扱いに注意を要する情報は、内部検討用として庁内の調整に活用することが望ましい。計画書に掲示する内容としては、市内の公園全体面積を示すにとどめる等の場所を特定しないような配慮が必要である。また、市町で計画内容に矛盾のないように一体的な計画書とすることも必要である。

なお、民有地の利用に際しては、借地費用は全てが補助対象となるわけではなく、周辺の固定資産額と乖離する借地料は認められないので、実行計画等を策定する際には、留意しておく必要がある。本モデル事業の成果をベースに、平成30年度中には災害廃棄物処理計画を策定いただけるとありがたい。(環境省)

→仮置場候補地は内部で検討していきたい。また、市町で整合をとって計画書としてい

く予定である。(市町)

→鶴岡市全体の BCP を策定中であり、さらには地域防災計画の改定を行っているため、それらを踏まえて平成 30 年度の策定を目指している。(市)

以上